

令和5年12月20日  
物流・自動車局旅客課

## 貸切バス事業者安全性評価認定制度の変更について

貸切バスをより一層安心・信頼してご利用いただけるよう貸切バス事業者安全性評価認定制度の見直しを実施いたします。

貸切バス事業者の安全性の確保に向けた取組状況を評価・認定・公表するために、2011年より公益社団法人日本バス協会において「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を導入しております。

近年、コロナ禍を経て貸切バスの需要が回復してきたことから、一層の運行管理の強化が必要であり、人為的ミスや健康起因による事故の防止が求められているところ、貸切バスをより一層安心・信頼してご利用していただけるよう、制度の見直しを実施いたしました。

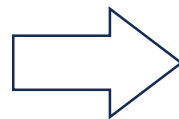
国土交通省では、今回の見直しにより、貸切バス事業者の安全への取り組みが一層促進されることを期待するとともに、本制度の普及促進等について協力してまいります。

### 1. 主な変更点

- ① 運行管理などについての審査基準の厳格化
- ② 健康管理、先進安全自動車など安全に対する高度な取組への評価
- ③ 点呼の録画やデジタル式運行記録計の義務化など規則等の改正への対応
- ④ 評価認定マークの変更及び三ツ星を五ツ星に変更するなど認定種別の変更



(現行の評価認定マーク)



(新評価認定マーク)

### 2. 実施時期

2024年度の取組内容から対応（2025年度申請）

※審査基準の厳格化については、2024年度申請より一部先行実施

※詳細については、日本バス協会 HP (<https://www.bus.or.jp/safety/>) をご覧ください。

#### 【連絡先】

物流・自動車局旅客課バス産業活性化対策室 鈴木、橋本、本山  
TEL : 03-5253-8111 (内線 41252) 03-5253-8568 (直通)